

柵原ふれあい鉾山公園遊具整備事業仕様書

美咲町

令和7年8月

1. 背景

柵原ふれあい鉱山公園は、美咲町（以下「本町」という。）の象徴的な公園の一つであり、旧片上鉄道の吉ヶ原駅舎と操車場のあった場所に作られた広大な園内には、吉ヶ原駅舎が現存し、運送用貨車や客車車両 11 両が保存され、鉄道遺産の散策などを楽しみながら心身ともにリフレッシュできる憩いと交流の場となっている。

しかしながら、平成 10 年の開園以降遊具の更新を行っていないこともあり、老朽化した遊具しかなく、「みさキッズパーク」の大型複合遊具と同様に、新たにシンボルとなるような複合遊具の整備が求められている。

2. 目的

遊具の整備にあたっては、公園を訪れる地域のこども、親子連れ、地域住民など、誰もが安全・安心に利用できるものである必要がある。

そこで、事業者から自由な企画提案を求め、誰もが安心して楽しく遊べる遊具を選定するため、公募型プロポーザル方式で公募するものとする。

なお、この柵原ふれあい鉱山公園遊具整備事業（以下「本事業」という。）は、国のコミュニティ助成事業助成金を活用して行うため、助成の対象となるユニバーサルデザインに配慮された遊具等を設置することを前提としている。

3. 本事業の内容

本事業の内容は以下のとおりである。

事業	内容
遊具等の購入	本仕様に基づき、提案した遊具等の購入
配置場所の検討	本町指定の場所（実施位置図のとおり）内へ、遊具等の適正配置の検討
遊具等の設置	本仕様に基づき、遊具等を適切に設置

4. 配慮事項

- (1) 遊具は、(一社) 日本公園施設業協会が認定する S P マーク適合製品であること。
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したインクルーシブ遊具であること。
- (3) 遊具の利用対象者は、3 歳から 12 歳の幼児、児童及びその保護者とする。
- (4) 子どもの冒険心を育み、独創性があること。
- (5) 多様な遊びの要素を取り入れること。
- (6) 柵原ふれあい鉱山公園のコンセプトに沿った事業内容であること。
- (7) 遊具の対象年齢、遊び方及び注意事項等を記載したサインを適切に配置すること。
- (8) 遊具類は、使用開始後、遊具等の欠陥および受注者の契約不履行に起因する事故等が発生した場合は、無償にて取替えまたは修繕を行い、速やかに完全なものに復旧すること。ただし、不可抗力による事故は、この限りではない。

5. 施工条件

(1) 搬入道路

- ・搬入道路は、公道を経由し公園の事業地内とする。
- ・周辺の道路舗装等を傷つけるおそれがある場合については、舗装等を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うこと。
- ・受注者の責により路面等に損傷が発生した場合、道路管理者等立会いのうえ復旧を行うこと。

(2) 安全確保

- ・事業区域内への侵入等を防ぐ周知看板等を設置し、事業期間内の安全に努めること。
- ・施工場所への搬出入時等、通行者の安全を第一とすること。

(3) 維持管理

- ・維持管理がしやすいよう、部材の交換及び修繕が容易な構造であること。
また、交換部品の調達が容易であること。
- ・遊具の素材は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。
- ・補修、定期点検及びメンテナンスなどにおける対策が整っていること。

(4) 施工時間

- ・原則として、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、本町が認める場合はこの限りではない。

(5) その他

- ・現場から発生する建設副産物については、適正に処分すること。

6. 損害賠償

当該事業の遂行にあたり、第三者等に損害を与えた場合には、直ちに本町へ報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。

7. 完成図書

本業務の完成図書は以下のとおりとし、紙媒体のものをA4版でファイリングし、各1部ずつ納品すること。また、図書は電子媒体でも1部提出することとし、電子データのファイル形式は、Microsoft Office 2019以上で操作・閲覧・印刷等が可能な形式又はPDFで納品すること。

ア 事業完了報告書

イ 完成図面

ウ 完成写真

エ 施工写真

オ その他本町が必要と認める関連図書及び資料

8. その他

- (1) 受注者は、遊具等の搬入、施工、引渡しまでの期間中に遊具等を利用できないよう案内板等によって注意を喚起するなど事故防止の対策を行うこと。
- (2) 契約締結後に事業内容の変更が生じた場合、変更に関する事務経費については、受注者の負担とする。
- (3) 公表された資料等で判断できない施工場所の条件については、受注者が必要に応じて調査すること。

(4) 本仕様書に明記していない事項については、本町と協議の上実施すること。

また、本業務実施に際し知り得た内容については、管理を適切に行い情報漏洩がないよう十分留意すること。

(5) 当該事業の受注にあたって、必ず関係法令を遵守すること。